

13. 東京都北区飛鳥晴山苑地域包括支援センター

1. 事業の目的

2. 事業対象者

3. 職員体制

4. 事業内容

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 包括的支援事業

(3) 区長が特に定める事業の実施

(4) 平成31年度各事業及び会議等の年間予定

東京都北区飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

2019年(平成31年)度 事業計画

※平成31年度は新元号の元年（1年）とよみかえること。

I. 事業の目的

北区に居住するすべての高齢者の心身の健康維持、保健医療の向上及び福祉の増進のために必要な支援を包括的に実施する。

II. 事業対象者

東京都北区地域包括支援センター事業実施要綱（以下、要綱とする）に基づき次のとおりとする。

- (1) 区内に住所を有する者（要綱に定められた担当地域の者）
- (2) 介護保険法被保険者
- (3) 要介護状態若しくは要支援状態にあること又はこれらの状態になるおそれがある者
- (4) その他区長が必要と定める者

III. 職員体制

※5名以上の常勤職員と1名以上の非常勤職員を必置とする。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) センター長 | 1名（特養施設長兼務） |
| (2) 看護師 | 2名（常勤1名、非常勤1名） |
| (3) 社会福祉士 | 1名（常勤） |
| (4) 主任介護支援専門員 | 1名（常勤） |
| (5) 生活支援（見守り）コーディネーター | 1名（常勤） |
| (6) 介護支援専門員 | 2名（常勤：1名、非常勤：1名） |
| (7) 事務職 | 1名（常勤） |

IV. 事業内容

介護保険法その他関係法令並びに地域支援事業実施要綱及び要綱に従い、北区健康福祉部高齢福祉課（以下、区高齢福祉課とする）の担当職員と連携し、次に掲げる事業を実施する。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等から依頼を受けて介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか一般介護予防等適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

①介護予防給付に関する介護予防ケアマネジメント

- ②総合事業に関する介護予防ケアマネジメント
- ③その他介護予防ケアマネジメント支援
- ④介護予防事業担当者連絡会への参加

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者及びその家族からの各種相談に対し、多面的支援を行うこと。また、地域の高齢者の生活実態等を把握し、必要なサービスにつなげ、在宅生活を支援する。

(2) 権利擁護事業

高齢者の権利擁護の観点から支援が必要なケースについて各種制度を活用した支援を行う。また、虐待を防止するとともに、高齢者虐待等の事案を把握した場合には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」並びに「北区高齢者虐待防止対応マニュアル」に基づき、区高齢福祉課担当職員と連携し速やかな対応及び支援を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域の介護支援専門員の個別支援をするとともに、医療、保健、福祉、介護等の関係機関と協力連携し地域のネットワークづくりを行う。

(4) 地域包括支援センター連絡会

地域包括支援センター事業を円滑に遂行するために定期的開催される地域包括支援センター連絡会に参加する。

(5) 地域ケア会議

地域包括ケアシステム実現のため「個別課題解決」「地域のネットワーク構築」「地域課題発見・把握」の機能を担う地域ケア個別会議を年2回以上開催する。また、日常生活圏域（滝野川圏域）に設置された5つの高齢者あんしんセンターと合同で「地域づくり・資源開発」「政策形成」の機能を担う地域ケア推進会議を年1回開催する。

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

サポート医関連事業及び在宅介護医療連携推進会議に参加協力し、介護と医療の連携のあり方の検討、関係機関相互の情報共有を行う。

(7) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター(見守りコーディネーター)を配置し、見守り活動を行う民生児童委員、協力員、認知症サポーター等のボランティア及び北区社会福祉協議会、協力団体等と連携し、また、認知症初期集中支援チーム員会議、地

域ケア個別鍵、その他の関係する会議等に参加及び関与し、地域包括支援センターを中心とした地域の高齢者の見守りネットワークの強化を図るとともに地域課題をふまえ生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う。

(8) 認知症施策推進事業

認知症地域推進員（認知症支援コーディネーターの役割を兼ねる）を2人以上（うち2人は、保健師または、看護師の有資格者）を配置し認知症高齢者等に対する支援を総合的に実施。また、国や都、区等が実施する認知症に関する研修、セミナー連絡会に参加。

認知症の人や介護者からの相談対応・認知症カフェ（月1回）・家族介護教室（年1回）・認知症サポーター養成講座（年2回）・事業所向けサポーター養成講座（年1回）、認知症ステップアップ講座、認知症サポーター交流会を開催する。また、認知症カフェ内での「もの忘れ相談」、「家族介護者懇談会」を開催。区全域を対象とする認知症事業を他高齢者あんしんセンターと協力し認知症高齢者等に対して総合的な支援を実施する。また、認知症支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員を配置し認知症初期集中支援推進事業(年2回)を行い認知症ケアに携わる関係者と連携し認知症地域支援、ケア向上を図っていく。

3 区長が特に定める事業の実施

- (1) 一般高齢者施策申請受付事業
- (2) 緊急ショートステイ支援事業
- (3) 家族介護者リフレッシュ事業
- (4) 家族介護者教室
- (5) ふれあい交流サロン事業（月3回）
- (6) 高齢者救急医療情報キット配付等事業
- (7) 介護マーク普及啓発事業
- (8) きたく介護あんしんフェアへの協力
- (9) 事業評価の実施

4 2019年度 各事業及び会議等の年間予定

(1) 会議・連絡会

- ・地域包括支援センター連絡会（12回）
- ・滝野川圏域地域包括支援センター連絡会（5回）
- ・看護職連絡会（3回）
- ・社会福祉士連絡会（3回）
- ・主任ケアマネ連絡会（3回）
- ・事務担当者連絡会（3回）
- ・見守りコーディネーター連絡会（6回）
- ・介護予防事業担当者連絡会（6回）

(2) 包括的支援事業

- ・家族介護者教室 (1回)
- ・認知症サポーター養成講座 (2回)
- ・事業所向けサポーター養成講座 (1回)
- ・認知症サポーター交流会 (1回)
- ・認知症ステップアップ講座 (1回)
- ・家族の集いのカフェ (滝野川圏域)
- ・オレンジ (認知症) カフェ (もの忘れ相談、認知症懇談会含む) (月1回)
- ・おたがいさまネットワーク協力員・協力団体研修会 (1回)
- ・おたがいさまネットワーク区民フォーラム (1回)
- ・見守り・支えあい活動発表会(1回)
- ・地域包括ケア連絡会 (全体会) (1回)
- ・地域包括ケア連絡会 (圏域) (1回)
- ・ケアマネ支援講座 (2回以上)
- ・地域ケア個別会議 (2回)
- ・地域ケア推進会議 (日常生活圏域) (1回)
- ・サポート医連絡会 (北区全体)
- ・あんしんセンターサポート医事業(事例検討会・サポート医情報交換会)
- ・ふれあい交流サロン (月3回)
- ・介護予防で元気はつらつサロン (2回)
- ・北区介護あんしんフェア (1回)
- ・地域見守り・支えあい補助促進事業の団体支援 (適宜)

(3) その他

(地域運営推進会議)

- ・グループホーム たのしい家 西ヶ原 6回/年)
 - ・飛鳥晴山苑 (認知症デイ) (2回/年)
 - ・西ヶ原介護リハビリデイサービス(2回/年)
 - ・ひだまりの家デイサービス (2回/年)
 - ・団欒の家西ヶ原 (2回/年)
 - ・デイサービスきずな滝野川 (2回/年)
 - ・デイサービスなご家 (1回/月)
- (実習生受け入れ)
- ・帝京高等看護学生 (5回/年)
 - ・飛鳥晴山苑が社会貢献事業として取り組む近隣自立高齢者の介護予防体操グループ活動等のサポート